特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和4年12月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_	
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	・佐伯市は地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ③国民健康保険税の賦課及び減免等に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する事務 ⑥被保険者情報及び高額該当引継情報の国保情報システムとの連携に関する事務 ⑦オンライン資格確認等システムへの情報提供に関する事務 ・番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	 ・国民健康保険市町村事務処理標準システム ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバ(統合宛名管理) ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファ	イル名
·国民健康保険資格情報	•• • ••

- ・国民健康保険賦課情報ファイル
- ・国民健康保険給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

・番号法第9条及び別表第一 16、30の項
・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項(オンライン資格確認等に関する業務) ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

佐伯市福祉保健部保険年金課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3199

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未	:満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満 万人未満
	いつ時点の計数か	令和	12年5月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	12年5月31日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 る重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	董点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実が されている。	・機関については、それ	れぞれ重点項目評価	i書又は全項目評価書において、リスク	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク	アシステムを通じた	-入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	රි]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査 []外部監	·····································
9. 従業者に対する教育・啓	P			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5. 評価実施期間における担 当部署	保険年金課長 曽宮 郁夫	保険年金課長 菅 一郎	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	 ・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー 	 ・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム 	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数及び2.取扱者数 いつ の時点の計数か	平成27年4月9日	平成29年5月23日	事後	
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	保険年金課長 菅 一郎	保険年金課長	事後	評価書の様式変更によるもの
平成30年12月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二第42、43、 44、45、46項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、119の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43の項	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年5月23日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年5月23日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和1年10月1日		(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、 4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、 43、58、62、80、87、93、97、106、109、119の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、 43の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43の項	事後	
令和2年5月31日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条及び別表第一第30項	・番号法第9条及び別表第一 16、30の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		オンライン資格確認の準備事務を追加	事前	
令和2年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		・医療保険者等向け中間サーバー等を追加	事前	
令和2年9月17日	3. 個人番号の利用		・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加	事前	
令和2年9月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		オンライン資格確認の準備業務を追加	事前	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の規模	43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、 43の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法附則第6条第4項	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	被保険者の資格に係る事務としては、主に住民 票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う 資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減の ない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被 保険者証の交付を行う。賦課に係る事務として は、主に、世帯の所得や資産の内容から国民 健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係 る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児 一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費 が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基 づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主 変更など増減のない異動	政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ⑤国民健康保険税の賦課及び減免等に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する事務 ⑥被保険者情報及び高額該当引継情報の国保情報システムとの連携に関する事務 ⑦オンライン資格確認等システムへの情報提供	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、 42	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項(情報照会の根拠)・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項(オンライン資格確認等に関する業務)・番号利用法附則第6条第4項・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	 ・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 	・国民健康保険市町村事務処理標準システム ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事後	国民健康保険市町村事務処 理標準システム導入に伴う修 正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月15	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	